（届出を要する変更）

第十条　法第五条第三項の国土交通省令で定める事項は、航路標識の供用開始の予定期日とする。

（供用の休廃止等の届出）

第十一条　法第六条の規定により、航路標識の供用の休止、廃止又は再開の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第四号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　航路標識の種類
三　航路標識の位置
四　航路標識の名称
五　休止の届出の場合には、休止の予定期日及び期間並びに休止に伴う措置
六　廃止の届出の場合には、廃止の予定期日及び廃止に伴う措置
七　再開の届出の場合には、再開の予定期日
八　休止、廃止又は再開を必要とする理由

本則に次の一条を加える。

（権限の委任）

第二十九条　法及びこの省令に規定する海上保安庁長官の権限のうち、法第十五条並びに第四条ただし書、第六条、第十九条及び別表第一の備考の規定によるもの以外のものは、当該航路標識の設置に係る場所を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

2　法第十五条の規定による海上保安庁長官の権限（同条ただし書に規定する方法による場合に限る。）は、当該航路標識の設置に係る場所を管轄する管区海上保安本部長も行うことができる。

3　管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部又は海上交通センターの長に行わせるものとする。

一　法第二章並びに法第二十二条第一項第二号及び第三号（法第十九条第三項に係る部分を除く。）並びにこの省令（第二十八条を除く。）の規定による権限　当該航路標識（海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第一条第二項に規定する同法を適用する海域に設置するもの及び当該海域以外の海域に設置する第一条第十四号から第十八号までに掲げるものを除く。）の設置に係る場所を管轄する海上保安監部又は海上保安部
二　法第三章、法第二十二条第一項第二号及び第三号（法第十九条第三項に係る部分に限る。）並びに法第二十三条並びに第二十八条の規定による権限
イ　海上保安監部、海上保安部又は海上交通センター（当該海上保安監部、海上保安部又は海上交通センターが管理する航路標識に係るものに限る。）
ロ　海上保安監部又は海上保安部（当該海上保安監部又は海上保安部の管轄する場所にある航路標識であって、海上保安庁以外の者が管理するものに係るものに限る。）

附則の次に別表として次の四表を加える。

別表第一　（第六条第一項第六号ロ及びニ関係）

区分	標体の塗色	灯質	
		色	光り方
港口又は湾口に設置する灯台であって、水源に向かって当該港口又は湾口の左側であることを示すもの	白	緑	不動光、単明暗光、群明暗光、等明暗光、単せん光、群せん光、連成不動単せん光又は連成不動群せん光
港口又は湾口に設置する灯台であって、水源に向かって当該港口又は湾口の右側であることを示すもの	赤	赤	不動光、単明暗光、群明暗光、等明暗光、単せん光、群せん光、連成不動単せん光又は連成不動群せん光
工事区域、作業区域その他の特別な区域の境界を示す灯台	黄	黄	不動光、単明暗光、群明暗光、等明暗光、単せん光、群せん光、連成不動単せん光又は連成不動群せん光
前三項の灯台以外のもの	白（白では視認が困難である場合にあっては、最上部から帯状に白及び黒又は白及び赤）	白（危険な海域を示す灯光にあっては、赤又は緑）	単明暗光、群明暗光、等明暗光（一周期が六秒以上のものに限る。）、単せん光又は群せん光
		白及び赤、白及び緑又は赤及び緑	不動互光、単せん互光、群せん互光又は複合群せん互光

備考

この表において「水源」とは、港その他の海上保安庁長官が定める場所をいう。

別表第二　（第六条第一項第七号ロ、ホ及びト並びに同項第八号ロ、ホ及びト関係）

区分	標体の塗色	灯質		頭標	
		色	光り方	形状	塗色
左舷標識	緑	緑	単せん光、群せん光、連続急せん光又はモールス符号光（モールス符号のAからDまでの信号に係るものに限る。）	円筒形	緑
右舷標識	赤	赤	単せん光、群せん光、連続急せん光又はモールス符号光（モールス符号のAからDまでの信号に係るものに限る。）	上向き円すい形	赤
北方位標識	上半分を黒、下半分を黄	白	連続急せん光	上向き円すい形二個を垂直線上に連掲した形	黒
東方位標識	上部を黒、中央部を黄、下部を黒	白	群急せん光（一周期に三つの明暗を有し、かつ、三番目の暗間を長暗間（相対的に長さの長い暗間をいう。）とし、一周期が十五秒以下この表においてこの表において同じ。）を有するものに限る。）	上向き円すい形一個と下向き円すい形一個とを上から順に垂直線上に連掲した形	黒
南方位標識	上半分を黄、下半分を黒	白	群急せん光（一周期に六つの短い明間（相対的に長さの短い明間をいう。）を有し、かつ、六番目の短明間の後に限り、一つの長い明間（相対的に長さの長い明間をいう。）を有するものに限る。）	下向き円すい形二個を垂直線上に連掲した形	黒